

就任のご挨拶

- 多様で質の高い弁理士業務の実現に向けて -



会長 しも さか すみこ
下 坂 スミ子

平成 15 年度の会長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

平成 13 年 1 月 6 日より施行されました新弁理士法に続き、昨年 4 月には特定侵害訴訟代理に関する第 2 次の法改正が行われ、平成 15 年 1 月 1 日に施行されました。15 年度は、これら改正法の定着をめざし、会員が多様で質の高い弁理士業務を実現することができるよう、着実な歩みを進めて参ります。具体的には、急速な会員の増加に対応する弁理士会機構のあり方、特定侵害訴訟代理権を有した弁理士（付記弁理士）誕生に向けた能力担保研修、国際関連委員会の再編、若年層弁理士の弁理士会活動への参加鼓舞、社会への支援活動の一層の活性化、等々を通して、社会に愛され、世界に羽ばたく弁理士の育成を目指します。

他方、平成 14 年初頭の小泉首相の施政方針演説に始まりました知的財産国家戦略は、3 月の知的財産戦略会議へと発展し、7 月には知的財産戦略大綱を世に送り出すという早業で、産・学・官を巻き込みながら、12 月には大綱に基づく知的財産基本法が国会において成立、平成 15 年 3 月 1 日に小泉首相を本部長とする知的財産戦略本部が立ち上がると同時に、知的財産戦略推進事務局が設置されるという急速なスピードで進み、知的財産関連分野における改革は、「知財立国」に向け、既に具体的段階に突入しております。

弁理士法の改正を含むこれら知財関連の一連の諸改革は、まさに明治以来の大変革と云える画期的なものでありますが、この稀有な改革の時代に生き、その渦中において知財立国計画の具体化を目の当たりにできることは、まさに「歴史を生きる」の感があります。

私共弁理士は、これら諸改革を真摯に受け止め、改革に多角的に関り、日本の将来を展望した知財立国の確かな歩みに向かって貢献して参りたく念願しております。そして、これら諸改革の一つ一つの実現を通して、弁理士は、「社会の中」における自らをみつめ、改革の一旗手としての自覚を持って、多様で質の高い弁理士業務の実現を目指し、社会の一員として繁栄していくことが必要と考えております。

平成 15 年度は、知財改革の具体的計画実行が猛烈な速さで進行すると思われます。改革というものは、いつの時代であっても、それが具体的になればなるほど、そして、それが我が身に近いものであればあるほど、多くの意見や見解が現れ、多様な大小の亀裂を人心にもたらします。これは、数多の歴史の証明するところでありますが、この現象は単に愁うことではなく、健全な側面を示すものであると考えます。ただ、問題は、その着地時にあります。どこに着地点、若しくは立脚点を求めて或る事柄を決着させるかの判断に困難がつきまといます。

15 年度正副会長は、成長著しい弁理士会事務局の助力のもと、会員へのでき得る限りの説明責任を果たしながら、会務を遂行することにより、この困難を会員と共に解決していきたいと考えております。そのためには、

5,200名全会員の御支援，御支持，御理解が必要です。

会務は10年前に比較して，驚異的に増加しております。会内的業務としては，本年度業務の継続，第1次改正弁理士法により拡張された新規業務の会員への一層の定着，従来の継続研修・新人研修に加えて新たに平成15年5月に開始される特定侵害訴訟代理のための能力担保研修等々の諸業務につき，昨年度同様進めて参る所存でございます。幸い日本弁理士会会則第40条2項・3項には，「2 会員は，正当な理由がなければ，本会又は本会が設置する機関が委嘱する事項を辞退することはできない。3 会員は，本会の会務運営に積極的に参加するよう務めなければならない。」という規定がございます。それ故，それを十二分に活用させて頂き，“皆の弁理士会を皆で築いて行こう”をもう一つのモットーに，一年間を勤めて参る所存でございます。

皆様方の力強い御支援を，心より期待して，会長就任のご挨拶に代えさせていただきます。

平成 15 年度正副会長会



副	副	副	副	会	副	副	副
会	会	会	会	長	会	会	会
長	長	長	長	長	長	長	長
大	峯	松	石	下	五十嵐	笹	吉
西		尾	田	坂		井	田
正	唯	憲	喜	スミ子	和	浩	維
悟	夫	一郎	樹		壽	毅	夫

総括副会長は，選挙にて4月17日に決定します。